

長岡市立幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 長岡市が設置する当園の幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長岡市立与板幼稚園
- (2) 所在地 長岡市与板町与板甲 95

(施設の目的)

第2条 当園は、小学校就学前の子ども（以下「利用園児」という。）に対し、学校教育法に基づき心身ともに健やかに育成されるよう特定教育・保育を提供する。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用園児の意思及び人格を尊重して、常に利用園児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 0人

副園長は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用園児の保護者からの相談、地域の子育て支援活動及び教育内容についてほかの職員を統括する。

(3) 教諭 1人

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(4) 補助員 2人

補助員は、教諭の職務を助ける。

(5) 管理員 1人

管理員は、当園の施設管理を行う。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 7月31日 まで

(2) 第2学期 8月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学年末休業（3月26日から3月31日まで）

(3) 学年始休業（4月1日から4月6日まで）

(4) 夏季休業（8月10日から8月20日まで）

(5) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある
又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用園児の保護者に情報提供を行
い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供するものとする。

4 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があ
るときは、あらかじめ利用園児の保護者に情報提供を行い、特定教育・保育の提供
を行わないものとする。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、午前8時30分から午後3時00分とす
る。

2 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望
する場合には、預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 利用園児の保護者は、長岡市が定める額の利用者負担額を長岡市長に支払う
ものとする。

2 前項に定めるほか、当園の特定教育・保育の提供における便宜に要する費用につ
いては、保護者より実費の負担を受けるものとする。

(1) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(2) 日用品、文房具その他特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 日本スポーツ振興センター共済掛金

(5) その他当園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるも
の

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

法第19条第1項第1号の子ども 10人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたとき

は、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第10条に定める利用定員の総数を超える場合には、長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 長岡市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に法令に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、長岡市からの求めがあった場合は、長岡市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、長岡市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を長岡市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第40号）第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

